

## 恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正（案）への意見を募集

### 1. 概要

恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例は、歯科保健業務により市民の歯と口腔の健康づくりを推進し、生涯を通じた健康の保持及び増進に寄与することを目的に制定されています。この歯科保健業務については、厚生労働省医政局通知の「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」に基づき取り組みを進めていますが、指針の全面改訂により恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例を改正するものです。

### 2. 条例等の改正の概要

第8条基本的施策の実施について下記のとおり改正する（改正箇所：赤字部分）

第8条	市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。
(1)	(1) 妊娠期及び子育て期における母子の歯科口腔保健、 <b>子どもの健全な口腔機能の獲得</b> に必要な予防対策等を推進すること。
(2)	むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期にある者に対して、歯科医療等業務従事者、教育関係者その他の関係機関と連携を図りながらむし歯及び歯周疾患の予防対策等を推進すること。
(3)	歯周病の罹患率が高まる成人期にある者に対して、歯周病の予防対策を推進すること。
(4) ※追加	<b>口腔機能が低下しやすい高齢期にある者に対して、オーラルフレイルの早期把握、回復及び予防の取組を推進すること。</b>
(5)	障がい者、介護を必要とする者等に対して、適切な歯と口腔の健康づくりを推進すること。
(6)	8020(はちまるにいまる)運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした取組をいう。)を推進すること。
(7)	歯と口腔の健康づくりに関する調査研究、 <b>情報収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発</b> を推進すること。
(8)	歯科医療に関する人材の育成を図るために必要な施策を推進すること。
(9) ※追加	<b>災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。</b>
(10)	前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。

### 3. 募集期間

令和6年6月3日（月曜日）から令和6年7月2日（火曜日）

### 4. 提出方法

次のことを記入し、市役所へ直接持参するか郵送、ファクス、電子メールでお寄せください。様式は任意です。

(1) 表題「恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正」

(2) 住所

(3) 氏名

(4) 電話番号

(5) 意見

- ・直接持参：健幸推進課（西庁舎2階）
- ・郵送：〒509-7292（住所不要）健幸推進課 宛
- ・ファクス：0573-20-2122
- ・電子メール：kenko@city.ena.lg.jp

### 5. その他

意見に対する回答は行いませんが参考とさせていただきます。